

制 定 の 趣 旨

1. 制定の趣旨

土地改良事業計画設計基準 計画「暗渠排水」（以下「本基準」という。）は、昭和 30 年 12 月 1 日に農林省農地局による「土地改良事業計画設計基準 第 2 部 計画 計画暗キヨ排水」の制定に始まり、平成 12 年 11 月 15 日に「土地改良事業計画設計基準 計画 暗きよ排水」として全面的に改定された。

その後、平成 27 年 3 月 31 日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、力強い農業を支える農業生産基盤整備に関し、農地の大区画化や汎用化の推進すること、老朽化に対応した農業水利施設の持続的な保全管理に関し、ライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進することが位置付けられた。

また、平成 28 年 8 月 24 日に閣議決定された土地改良長期計画において、豊かで競争力ある農業の観点から産地収益力の向上や担い手の体質強化が掲げられ、水田における畑作物の導入と品質向上・収量増を可能とする排水改良や地下水位制御システムの導入、水田の大区画化等の推進が位置付けられた。

このような動きを踏まえ、水田の汎用化による高付加価値農業への転換を推進するための暗渠排水技術や、ストックマネジメントを用いた暗渠排水施設の効率的な保全管理手法等を反映するため、今般、本基準の内容を改定した。主な改定内容は以下のとおりである。

- ・「基準」（本文）

暗渠排水の計画に関し、「暗渠管を利用して地下かんがいを計画する場合の暗渠排水組織計画は省力的な水管理や作物の生育環境改善等を考慮して作成する」こと、施設の機能回復に関し、「機能回復に当たっては、損傷や劣化等によって低下した機能の回復に努めることが必要である」ことを明記した。

- ・「基準の運用」及び「基準及び運用の解説」

暗渠排水の目的と整備目標に関し、「水田の汎用性を高め、畑作物や高収益作物の導入による生産拡大等、農業生産の多様化に貢献することが可能となる」ことを明記した。

2. 制定の経緯

本基準の制定に当たっては、平成 28 年 1 月に食料・農業・農村政策審議会に諮問し、同審議会農業農村振興整備部会技術小委員会に付託され、4 回の調査審議を経て、平成 29 年 3 月に基準（案）が適当である旨の答申がなされた。

なお、本基準の制定に当たっては、暗渠排水に関する専門的な知識を有する学識経験者等を構成員とする「暗渠排水計画基準検討意見聴取会」を設置し、基準（案）の検討を行った。また、検討に当たっては、パブリックコメントにより広く国民から意見・情報の募集を行うことにより、基準（案）に対する意見、要望等を反映することに努めた。

暗渠排水計画基準検討意見聴取会の構成員は、次のとおりである。

主 査	村島 和男			
意見聴取者	長利 洋	小石 二男	千家 正照	千葉 克己
	原口 暢朗	渡辺 仁	川上 好治	

3. 土地改良事業計画設計基準 計画（以下「計画基準」という。） について

計画基準は、計画基準が本来有すべき規範性と、技術に求められる即時性、柔軟性、選択性等を確保するため、①基準本文（事務次官依命通知）、②基準の運用（農村振興局長通知）、③基準及び運用の解説、④技術書の四つで構成されている。

これらのうち、地域の特性や個別の現場条件等にかかわらず、全ての計画において遵守すべき事項として、①基準本文には基本・規範的な事項を、②基準の運用には基準本文の具体的な規定事項をそれぞれ規定する。

また、①基準本文、②基準の運用に規定した事項について、根拠や背景等を明確にし、それらの適切な運用と技術の向上を図る観点から、③基準及び運用の解説を整備する。

さらに、①基準本文、②基準の運用で一律に定めない事項、地域の特性や現場の条件等によって選択性のある事項、一般的な技術解説、標準的な計画事例、その他参考となる事項等については、④技術書として整備する。

